

社会構想大学院大学 運営方針

社会構想大学院大学（以下「本学」という。）は、「広い視野に立って精深な学識を授け、研究教授を通して高度情報社会の課題解決力と価値創造力を有する高度な専門的職業人の育成を目的とする」という目的のもと、教育研究活動を継続的かつ安定的に展開するため、以下のとおり大学運営の方針を定める。

（運営体制）

関係法令及び学則をはじめとする各種規程に則り、学長のリーダーシップの下、研究科連絡会議、教授会、各種委員会等の会議体を通じて、透明かつ公正な大学運営を行う。また、運営に際しては、各種規程に則った適正かつ明確な意思決定と効率的な執行に努めるとともに、時代に応じた大学運営体制の在り方を継続的かつ迅速に志向する。

（法人との連携）

教育研究事業の着実な推進と発展のため、法人が有する他大学および株式会社先端教育事業との連携を強化し、学校法人の永続性に配慮しつつ、各々の特色を活かした大学運営を行う。

（事務組織）

大学運営に必要な能力の養成と、大学の組織力向上のために、継続的なスタッフ・ディベロップメント（SD）を推進する。

求める教員像および教員組織の編成方針

（求める教員像）

社会構想大学院大学の目的、および各研究科の3つのポリシーを理解したうえで、実践と理論を融合し新しい価値を生み出す教育研究を遂行する意欲を持ち、実行する者を本学の教員として採用する。

（教員組織の編成方針）

1. 法令上の基準に照らし、適切な専任教員数を確保すること。
2. 各研究科の目的を実現するために必要かつ十分な資質を有する研究者又は実務家を、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら配置すること。
3. 専任教員の募集・採用・昇任においては、教授、准教授、助教、助手それぞれに必要な研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力と、継続的に積み上げる意思を適切に評価すること。
4. 新興領域の専門職学位課程における実践と理論の融合を実現するため、また将来持続

可能な教育組織とするため若手教員（40歳以下）を積極的に登用すること。

5. 中核となる重要な科目については専任教員を置くほか、選択科目には客員教授、非常勤講師等を積極的に活用し、院生の学修の幅を確保するとともに、履修の利便性を図ること。

学生支援に関する方針

（修学支援）

1. 修学支援に関する全学的な相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。
2. 院生が多忙のなかでも意欲的に修学することができるよう、特に ICT を活用した設備環境の整備に努める。
3. 成績不振、留年者、休学者、退学希望者の状況把握を行い、院生それぞれの事情及び特性に応じた早期の指導及び助言を行う。

（生活支援）

1. 院生が安全で快適な生活を送ることができるよう、校内環境を整える。
2. 障害のある院生が支障なく修学することができるよう、組織的に支援する。
3. 各種ハラスメントに関する相談体制を整備し、問題解決に向けて規程・ガイドラインに基づいた適切な措置を行う。

（進路支援）

1. 院生が自らのキャリアパスに応じた主体的な学びを展開し、必要な知識・技能を身につけることができるよう、適切な相談・指導に取り組む。
2. 修了後においても自らの資質を絶えず向上させ、必要な能力の涵養に資するよう、継続的に学びと省察の機会を提供する。

社会連携・社会貢献に関する方針

1. 産業界と連携した教育研究活動を積極的に推進する。
2. 教育・研究活動から創出される知見から積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献する。
3. 学長のリーダーシップのもと、各研究科、附置研究所、法人本部、法人が設置する大学、法人が出資する事業会社等と有機的に連携して産学連携を推進する。

教育研究等環境の整備に関する方針

1. 快適かつ機能的な施設・設備の整備を行うとともに、安全・衛生のための適切な管理を行う。
2. 教員の研究活動に必要な研究費の支給を行うとともに、公的研究費や外部資金獲得支援を行う。また、研究倫理や不正防止に関する諸規程を整備し、FD 研修会等を通して

研究倫理規範への高い意識を涵養する。

3. 双方向型オンライン授業・ハイフレックス授業の効果的な実施をはじめとした教育研究機能向上のため、ICT環境の積極的な改善を図り、社会人院生が無理なく就学と就業を両立できる環境の充実に取り組む。
4. 図書館には各専門職大学院の特色を生かした蔵書資料を収集する。また、法人が設置する大学をはじめとした他の教育研究機関との相互協力・交流を推進し、互いに学術情報流通拠点として利用できるよう体制を整備する。

財務方針

1. 教育研究環境の維持・向上のため、財務的基盤を安定的かつ強固なものとするために、中期計画に基づく戦略的な予算編成を行う。
2. 理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、適切に予算を執行する。
3. 予算執行の適切性を判断するため、各部署のコスト構造を把握する。

内部質保証に関する方針

1. 内部質保証は、受審する認証評価機関の定める基準を基に、研究科・研究所等の部門別自己点検・評価と、それらを踏まえた全学的自己点検・評価を有機的に連動させて実施する。
2. 全学的内部質保証の推進に責任を負う組織は、全学的自己点検・評価委員会とする。
3. 部門別内部質保証の推進に責任を負う組織は、部門別自己点検・評価委員会とする。
4. 内部質保証で得られた点検・評価の結果を、学内の教職員に対し確実に共有を図るとともに、大学ホームページ等を通じて広く社会に公表する。